

魚津市告示第116号

魚津市ふるさと寄附金に係る指定納付受託者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和5年7月21日

魚津市長 村椿 晃

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

会社名	所在地
株式会社 J A L U X	東京都港区港南一丁目2番70号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

魚津市ふるさと寄附金

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

4 指定納付受託者に納付させる方法

インターネット等による公金支払の方法により代理納付させる。